

平成21年度家庭福祉対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成20年度予算額)

(平成21年度予算案)

253,772百万円 → 264,745百万円

1. 社会的養護体制の拡充

79,867百万円→82,221百万円

(児童入所施設措置費(79,748百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,473百万円)の内数)

(1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の推進(新規)

養育者の住居において、家庭的な養育環境の下、適切な支援の質の担保を図りつつ、一定人数の子どもをより適切に養育する事業(ファミリーホーム)を推進する。

○里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○小規模グループケアの推進

児童養護施設等において虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

613か所 → 645か所

○幼稚園費の創設(新規)

児童養護施設、ファミリーホーム、里親等へ措置されている子どもが幼稚園に通うための経費を支弁する。

○基幹的職員の格付け(新規)

一定の経験及び研修を受講した職員を施設における自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導等を行う基幹的職員として位置付け、これに要する費用の改善を図る。

○乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設に配置されている被虐待児個別対応職員を乳児院にも配置する。

○看護師の配置の推進

医療的ケアの必要性が高い児童養護施設に対する看護師（常勤）の配置を推進する。

53カ所 → 151カ所

○教育費の拡充

学用品費や教材等を含む教育費を充実し、学習塾や部活動にかかる経費を支弁する。

（2）施設退所児童等への支援の充実

○児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の拡充

児童養護施設を退所した子ども等に対し社会的な自立を促す援助を行う自立援助ホームについて、国の補助を負担金化するとともに対象年齢を20歳まで広げるなど事業の充実を図る。

○地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

施設を退所した子ども等が就業や生活に関して気軽に相談できる場の提供や同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うこと等を支援する地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○児童家庭支援センター事業の拡充

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターについて、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、100か所を目標に設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を図る。

○身元保証人確保対策事業の推進

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないように、身元保証人を確保するための事業を推進する。

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、ファミリーホーム・自立援助ホームや小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の施設整備を交付対象とするとともに、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大する。
(次世代育成支援対策施設整備交付金（5,033百万円）の内数)

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

170,627百万円→174,306百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

7,804百万円

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供にいたるまでの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業（2,744百万円）の内数)

○高等技能訓練促進費等事業の推進

看護師等経済的自立に効果的な資格の取得を支援する高等技能訓練促進費等事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業（2,744百万円）の内数)

(参考) 平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

(1.3億円)

〔 修業期間の最後の1/3の期間（上限12か月）→修業期間の後半1/2の期間（上限18か月） 〕

○母子自立支援プログラム策定事業の推進

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために活用する自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等との連携のもと、同プログラムに基づいた支援を行う母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業（2,744百万円）の内数)

(ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○中小企業雇用安定化奨励金

1, 423百万円

(職業安定局予算に計上)

中小企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合に、奨励金を支給し、母子家庭の母等の正社員化を促進する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

○職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施(新規)

(職業能力開発局予算に計上)

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(9, 372百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

○母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの開発・実施(新規)

91百万円

(職業能力開発局予算に計上)

母子家庭の母等に対する支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを開発・実施する。併せて、保育サービスを提供する。

○マザーズハローワーク事業の拡充

2, 117百万円

(職業安定局予算に計上)

マザーズハローワーク事業の拠点を拡充(108カ所→148カ所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。

○養育費相談支援センター事業

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う。

(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援

166,502百万円

○児童扶養手当

161,462百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、それら子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○母子寡婦福祉貸付金

5,040百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付による経済的支援を行う。

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4,480百万円→4,904百万円

○婦人相談所が配偶者からの暴力被害者等を一時保護委託するための経費の充実

配偶者からの暴力被害者等の一時保護委託における同伴児童のうち特に乳幼児に対するケアを充実するため、新たに乳幼児用の単価を設定する。

(婦人施設措置費(2,139百万円)の内数)

○婦人保護施設における子どものケアの充実

婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るための指導員を配置する。

(婦人施設措置費(2,139百万円)の内数)

○人身取引被害者や外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修の実施(新規)

人身取引被害者及び外国人DV被害者の適切な支援を確保するため、人身取引及びDVの専門的な知識を持った通訳者を養成する研修を実施する。

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,473百万円)の内数)